小規模保育事業○○保育室運営規程

　（事業所の名称等）

第１条　○○が運営するこの保育室の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1） 名称　○○保育室

（2） 所在地　川崎市幸区・・・・・

　（受入年齢及び利用定員）

第２条　○○保育室（以下「当室」という。）が受け入れる子どもの年齢は、生後○か月から３歳未満児までとする。

２　当室の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１９条第１項３号に掲げる小学校就学前子ども（保育を必要とする３歳未満児。以下「３号認定子ども」という。）により、次のとおりとする。

（1） １歳以上の子ども　○○人

（2） １歳未満の子ども　○○人

　（施設の目的及び運営の方針）

第３条　当室は、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成２６年川崎市条例第３５号、以下条例という。）に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とし、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めるものとする。

２　当室は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育室における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供するものとする。

３　当室は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うものとする。

　（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　当室が保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1） 施設長（管理者）　１人

保育課程及び保育の計画に基づき、利用する子どもを全体的に把握し、充実した活動ができるよう保育を行うともに、室全体の園務をつかさどる。

（2） 保育士　○○人

　　　保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

（3） 保育補助者　○人

保育士を補助し、利用する子どもが充実した活動ができるよう保育を行う

（3） 調理員　○人

　　　あらかじめ作成された献立に基づき、給食及びおやつ等の調理を行う。

（4） 嘱託医　１人

　　利用する子どもの健康診断及び健康管理を行う。

（保育の提供を行う日及び行わない日）

第５条　当室が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日まで）は除く。

　（保育の提供を行う時間）

第６条　当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとする。

（1） 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

７時（又は７時３０分）から１８時（又は１８時３０分）までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、２０時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

（2） 保育短時間認定を受けた子どもの場合

８時３０分（又は９時）から１６時３０分（又は１７時）までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時から２０時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

　（提供する保育等の内容）

第７条　当室が提供する保育等の内容は、次のとおりとする。

（1） 特定地域型保育の提供

前２条に規定する日及び時間において、子ども・子育て支援法第２９条第１項に規定する特定地域型保育の提供を行う。

（2） 施設内調理による完全給食の提供

（3） ○○の実施

　　　※その他、室で特色ある取組を行っている場合は、その取組内容を個別に記載。

（保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額）

第８条　当室から特定地域型保育を受けた支給認定子どもの保護者は、その支給認定を行った市町村が定める利用者負担額を当室に支払うものとする。

２　当室は、前項に掲げる利用者負担額のほか、特定地域型保育等において提供される便宜に要する費用等のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

　（利用の開始に関する事項）

第９条　当室の利用は、市町村から特定地域型保育の実施について利用調整を受けた児童について、これに応じるとともに、利用にあたって必要な事項を記載した書面により利用契約を締結するものとする。

　（利用の終了に関する事項）

第１０条　当室の利用は、次の場合に終了するものとする。

（1） 利用する子どもが満３歳に達した後最初の３月３１日を経過したとき。

（2） 利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき。

（3） その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

　（緊急時等における対応方法）

第１１条　当室は、特定地域型保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合は、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡するとともに、当該子どものかかりつけの医療機関その他の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとする。

２　当室は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その分析を行い、改善策を講じるものとする。

３　当室は、特定地域型保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

　（非常災害対策）

第１２条　当室は、日頃から消防計画や災害対応マニュアル等を作成し、消火器等の消火用具の設置や非常口その他の必要な設備を設けるとともに、避難・備蓄用品等を備え、毎月１回以上の避難・消火訓練を実施し、非常災害時の伝言方法・避難場所等を明確にしておくものとする。

　（虐待等の防止のための措置）

第１３条　当室は、利用する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

　（記録の整備）

第１４条　当室は、特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

（1） 日々の特定地域型保育の提供の記録

（2） 特定地域型保育の提供にあたっての計画

（3） 特定地域型保育の受給に係る保護者の偽りその他不正な行為の市町村への通知に係る記録

（4） 利用する子どもの保護者等からの苦情の内容等の記録

（5） 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

　（その他利用にあたっての留意事項）

第１５条　当室では、原則として、車での送迎は行えないものとする。

２　当室では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投薬は行えないものとする。

３　当室では、他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動は行えないものとする。

附　則

　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受領する費用の種類 | 支払を求める理由 | 金額 |
| 延長保育料 | 延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの | 利用する延長保育時間  ３０分につき  月額１，０００円  ただし、被保護世帯及び市民税非課税世帯は免除 |
| 補食代 | 延長保育時に提供する補食代を実費で御負担いただくもの | 月額○○〇円 |
| ○○代  ＜その他実費  徴収額等の例＞  ・帽子代、名札代、  遠足費など | 学年ごとにそろえて購入する○○代を実費で御負担いただくもの | １個○○○円など |